処分事案

教職員の処分について

豊中市教育委員会は、豊中市立義務教育学校教員が行った行為について、令和８年（2026 年）11 月 6 日付で、次のとおり懲戒処分を行いました。

記

１　処分対象者及び処分の種類・程度

〈当事者〉
豊中市立義務教育学校教諭（男性・41 歳）・停職３月

２　事案の概要

令和８年（2026 年）7 月 21 日（火）、当該教諭は大阪市内で開催された懇親会において飲酒した後、午後 11 時頃に電車で自宅最寄り駅まで移動した。その後、駅付近のコンビニエンスストアで缶チューハイを購入し、飲みながら自転車で自宅へ向かっていたところ、警察官に呼び止められた。呼気検査の結果、基準値を超えるアルコール分（呼気１L 中 0.3 ㎎）が検出され、自転車による酒気帯び運転が確認された。
これら一連の行為が下記に該当するため。

・地方公務員法第 29 条（懲戒）
第 1 項
「職員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。」
・第 1 号「この法律若しくは第 57 条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合」
・第 3 号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」

３　違反法令

・地方公務員法第 33 条（信用失墜行為の禁止）
「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」